

沖大学生自治会年間スケジュール

・5月 執行部選挙

1年に1回、執行部を選出する全学投票を行います。5月下旬に予定

・9月 全学連大会

東京で行われる全学連大会に参加し、全国の学生自治会の仲間と交流します。

・10月 国際反戦デー闘争

66年ベトナム戦争中に反戦ゼネストが闘われた10・21に反戦デモを行います。

・3月 沖大自治会理論合宿

学習会とレクを含めた合宿を行います。

・世界の学生との交流

昨年6月には、香港の学生と「沖縄戦と基地問題」をテーマに交流会を実現。世界の学生との交流も積極的に行っています！



行動方針

新入生歓迎企画

学生の力で戦争と辺野古新基地建設を止めよう！ 4/14講演会

講師 坂野陽平さん（全学連書記長）

日時：4月14日（木）午後6時半（6時開場）

会場：JAおきなわ真和志支店 3階会議室

4・28沖縄デー闘争（@東京）

【4月28日（木）行動要項】

☆法大包围デモ・法政大学市谷キャンパス

12時半集合、13時半～デモ出発

☆国会・霞ヶ関デモ・JR新橋駅・SL広場

15時半集合、18時半～デモ出発

「復帰」44年 5・15沖縄闘争

●5月14日（土）～ひめゆり平和資料館を見学～ 15時 県庁前から那覇市・国際通りをデモ～18時「復帰」44年-5・14沖縄集会

●5月15日（日）～午前 普天間基地と嘉手納基地を見学～沖縄県民大会に参加～18時 全国学生交流集会

●5月16日（月） 沖大集会と那覇市内デモ（予定）



昨年の4・28沖縄デーの国会前デモ

毎週金曜日に学生自治会執行部会議を行っています！

執行部会議に参加したい方は連絡をお願いします。学内で待ち合わせ場所を決めましょう。

ビラまき禁止ぶさけるな！

ビラ配りを反対する理由を教えてください。もっと学生の声(思い)に耳を傾けてほしいです。

ビラ配りを禁止している理由を教えてください。何か意味がある、と思っているのか？

法経

大学の主人公は学生だ！

学生が大学で意見を言うことはなぜダメなのでしょう？

福祉文化2年

なんでビラ配りが禁止なんでしょうか？

法経3年

いま沖縄大学で何が起きているのか？

新入生のみなさん！ オリエンテーションで沖大学生自治会について「危険団体」「関わってはいけない」などと言われているかもしれません。それは、沖大学生自治会が学則の改悪や学生自治をめぐって沖大当局と闘ってきたからです。

沖大当局は2013年に学生に黙ってビラまき禁止の学則をつくりました。これに対して上のメッセージにもあるように多くの沖大生が怒りの声を上げています。大学でビラまき禁止なんてありえない！ 共に大学を変える闘いに立ち上がりましょう！

沖縄大学学生自治会

TEL 080-6493-7122 (法経4 赤嶺知晃) mail okidaijichikai@gmail.com
blog <http://okidaijichikai.blogspot.jp> twitter @okidaijichikai



沖大学生自治会とは？

学生自治会とは、学生として大学や社会はどうあるべきかを議論し、学生の権利と未来のために学生自身の意思に基づいて行動する自治組織です。毎年1回の全学投票で執行部を選出します。週に1回の執行部会議も行っています。

私たちは2014年5月に全学投票を行い約20年ぶりに沖大学生自治会を再建しました。現在の執行部は、右にあるような方針を訴え、昨年5月の投票で7割を超える信任を得ることができました。



投票結果	
投票総数	209
信任	156
不信任	41
無効	12

委員長
赤嶺 知晃 (法経3)

副委員長
盛島 琢允 (法経4)

現執行部の方針(項目のみ)
★沖大生の力で辺野古新基地建設を止めよう！
★沖縄大学を戦争反対のとりでに！

前代未聞！ ビラまき・集会禁止の学則

沖大当局は13年末、学生に黙って学則を書き換え、ビラまきを全面禁止にしました。昨年末には集会(20条)・建物使用(21条)の規定を書き換え、「専任教職員の署名捺印」がないと集会も教室等の使用もできないようにしました。学生だけでは禁止。事実上、当局公認の団体やサークル以外禁止だということです。

大学でビラまき・集会が禁止されるなんてありません。大学の主人公は学生です。施設費を含めた学費で維持している大学施設を学生が自由に使うのは当たり前です。

冒頭でも紹介したように、多くの沖大生が怒りの声を上げています。当局は、こうした声を無視して「学則に従え」と言っています。絶対に許せません。学生の力で不当な規制を撤廃させましょう！

学生に黙って行われた 学生規則の大改悪

◆ビラまきは許可制→全面禁

- 第22条 学生が印刷物を発行し配布する場合は、その原稿を添え学生部に提出して許可を受けなければならない。
- ↓
- 第22条 学生の学内における宣伝活動・広報活動等は17条に規定する掲示による方法のみとする。

◆集会や教室等の使用は届出制 →学生だけでは禁止

- 第20条 学生が集会をしようとするときは、その期日の1週間前までに所定の様式により学生部に届け出て承認を受けるものとする。
- ↓
- 第20条 学生が集会をしようとするときは、その期日の1週間前までに所定の様式により専任教職員の署名捺印を受け学生部に届け出て承認を受けるものとする。

教授会権限もなくし、学長独裁へ

さらに当局は、教授、准教授、講師からなる「学部教授会」や助教を加えた「全学教員会議」を、大学運営や教育研究について「審議決定」する機関から「学長が決定を行うに当たり意見を述べる」だけの機関に変えてしまいました(15年2月)。事実上の“学長独裁”です。

これは安倍政権が14年に強行した「学校教育法」改悪への追従です。安倍政権は「大学改革」で「大学自治」や「学問の自由」を解体し、軍事研究など国策や企業に貢献する大学・学問へと大転換させようとしています。仲地学長はこれに率先協力しているのです。

◆教授会は「審議決定機関」→ 「学長に意見するだけの機関」

(「沖縄大学学則」2015年2月に改悪)

- 第55条 3 各学部教授会は次の号に掲げる事項について議決する。
- 第56条 4 全学教員会議は、次の事項を議決する。
- 5 全学教員会議は、次の事項を審議決定する。＜以下略＞
- ↓
- 第55条 3 教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。
- 第56条 4 全学教員会議は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり、意見を述べるものとする。
- 5 全学教員会議は、前項に規定するもののほか、学長が全学的な教育研究に関する重要な事項について決定を行うにあたり、意見を述べることができる。

委員長・副委員長への処分を撤回させよう！

当局は昨年8月、自治会の赤嶺委員長と盛島副委員長に訓告処分を下しました。処分の理由は、自治会が昨年5月18日に行った学内反戦集会が「静穏な環境を破壊し、秩序を乱した」とするものです。絶対に許せない！「おかしいことはおかしい」と全学生の先頭で声を上げる2人への処分は、全沖大生に「大学に盾突いたらこうなるぞ。黙って従え」と示すための見せしめです。

仲地博学長は新聞などで「辺野古新基地反対」などと言っていますが、その一方で、学内から学生が戦争反対、基地建設反対で立ち上がることを禁圧し、処分しています。安倍政権の進める戦争政治への最悪の協力者です。

「戦争絶対反対！ 不当処分撤回！」で全沖大生は団結しよう！ 仲地学長が学生の声を無視し続けるなら、ストライキで学生が主人公だと示し、大学を取り戻そう！ 処分を撤回させ、キャンパスを反戦のとりでに！



処分の理由となった5・18沖大反戦集会&デモ